

草津市精神障害者退院促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、精神科病院におおむね1年以上入院している者で退院後に利用する予定の施設の入入れの条件を整えば退院が可能なものまたは生活訓練施設の入所者(以下「事業対象者」という。)に対し、地域での生活への移行に向けた地域の活動の拠点で体験をさせる等、退院または退所後の地域での生活の支援を行うことにより、地域での生活への移行を促し、地域での生活の定着に向けた体制の整備を図るため、当該体験の場を提供した事業所等(以下「事業所等」という。)に対して、予算の範囲内において、草津市精神障害者退院促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活体験支援補助金
- (2) 地域生活定着促進補助金
- (3) 宿泊体験支援補助金

(事業所等の支援を受ける者の認定等)

第3条 事業対象者の退院または退所に向けた支援に携わる者(以下「支援の実施者」という。)は、事業対象者に対して第1条の支援が必要であるときは、草津市精神障害者利用申請書(別記様式第1号)を市長に提出し、市長は、当該申請書を受理した後、病院の関係者、支援の実施者等を構成員として、支援の方法等について事業対象者ごとに会議を開催するものとする。

2 市長は、前項の会議の意見を参考にして、同項の事業対象者に対して同項の支援の必要性の有無の決定をし、草津市精神障害者退院促進事業利用決定通知書(別記様式第2号)により、当該決定の内容を同項の支援の実施者に対して通知するものとする。

3 前項の規定により支援の必要があるとの通知を受けた支援の実施者は、当該支援の対象となる事業対象者(以下「認定障害者」という。)の支援の計画を策定し、その計画に基づき、施設での体験等の支援を実施する。

なお、支援の実施者は、前項の支援の計画を策定した後、その計画を速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の交付の対象となる事業所等)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所等は、別表第1の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める要件に該当する認定障害者を受け入れた場合に、補助金の交付を受けることができる。

2 補助金の交付の対象となる事業所等、補助金の交付の対象となる経費、補助金の額および補助金の上限となる日数、月数または泊数は、事業または補助金の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、補助金調書（別記様式第3号）とする。

（実績報告書の添付書類等）

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金調書（別記様式第3号）

(2) 精神障害者地域定着支援事業（経過）報告書（別記様式第4号）

2 前項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、第4条第1項の事業の完了後1月を超えない日または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行し、平成20年度以後の補助金について適用する。

付 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行し、改正後の草津市精神障害者退院促進事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の補助金について適用する。